

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応の実施について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。（ご参考：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>）

こうした状況を踏まえ、当行では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の対応を実施いたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

2024年4月1日(月)より、当座預金の新規口座開設を停止いたします。

※すでに当座預金口座をお持ちのお客さまにつきましては、引き続きご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形等の取立受付の停止

2024年4月1日(月)より、2027年4月以降を期日とする手形等(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む)について、期日管理を行う代金取立の受付を停止いたします。

<手形・小切手の全面的な電子化について>

政府・産業界・金融界が一丸となり、「手形・小切手の全面的な電子化」を目指した取り組みを行っています。手形・小切手の電子化は、管理リスクの低減、事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがあります。

当行では手形・小切手の代替サービスとして、「東日本銀行でんさいサービス」や「東日本ビジネス IB サービス」をご用意しておりますので、お客さまにおかれましても、電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

～でんさい、当行サービスのご案内～

○電子記録債権(でんさい)：https://www.higashi-nipponbank.co.jp/juridical/what_densai.html

○東日本銀行でんさいサービス：https://www.higashi-nipponbank.co.jp/juridical/about_densai.html

○東日本ビジネス IB サービス：https://www.higashi-nipponbank.co.jp/juridical/about_ib.html

以上

<本件に関するお問い合わせ>

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。)